

平成20年度 杉並区監査方針

平成20年2月28日

監査委員決定

1 監査の基本方針

日本の経済は平成14年を底とした息の長い回復基調にある中で、政府は、平成20年度の経済見通しにおいて、名目の経済成長率を2.1パーセント程度になると見込んでいる。

しかし、社会保障費の増大や原油価格の高騰、サブプライムローン問題を背景とする金融資本市場の変動など様々なリスク要因があり、先行きは楽観視できない面がある。

杉並区においては、平成20年度一般会計の当初予算は対前年度2.1パーセント増となり、「杉並のいのちを育む予算」として、区民健診の充実、30人程度学級の推進、危機管理対策の強化、エコスクール化の推進、区役所サービスの充実などに、積極的に取り組むこととしている。

一方で、第4次行財政改革実施プランに基づき、簡素な区役所の確立や財源の確保と負担の公平化などの改革を行い、その財政効果を確実なものにすることも求められている。

また、財務会計の業務では、広範な施策が明確に、効率的に執行できる基盤を整えるものとして新システムの導入が予定されている。

このような状況の中で、平成20年度の監査にあっては、庶務システムや財務システム等の適切な運用にも留意しつつ、公正かつ効果的な各種監査を実施し、多様な課題に直面する行財政運営のチェック機能としての役割を果たすことが期待されている。

そこで、監査の実施にあたっては、事務事業について、合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点から検証するとともに、次の事項にも留意し、監査の実効性を確保する。

- (1) 監査の効率化を図るため、監査対象部局から関連資料の提出を求め、事務事業について説明を聴取する等、事前の調査を実施する。
- (2) 監査の結果、指摘や注意をした事項については、措置報告を求め、改善状況について検証する。

さらに、監査結果等の情報は区民に分りやすく公表し、区政の透明性と信頼性を一層高めることにも努める。

2 各監査の方針

平成20年度の監査は次の各方針により実施することとし、監査の機能をなお一層発揮するため、実施にあたって各監査の実施計画を定める。

(1) 定期監査

平成19年度及び20年度に執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施する。

事務事業の合規性、正確性はもとより、経済性、さらには経費に見合った効果があがっているか、事業は所期の目的を達成しているかの観点にも留意して実施する。

また、監査を効果的に実施するために、重点事項を設定する。

庁内については全部局を対象とするが、庁外の施設については財務事務執行の状況を勘案して対象を抽出し、監査を実施する。

(2) 工事監査

平成19年度及び20年度執行の工事のうち、工事規模などを勘案して対象を抽出し、施工の状況に応じて中間監査あるいは竣工監査を実施する。

監査の実施にあたっては、計画、設計、積算、施工等の行程が適正に行われているかという観点のほか、経済性や計画の有効性にも留意して実施する。

また、監査を効果的に実施するために、専門的能力を活用した技術調査を実施する。

(3) 行政監査

課題を設定して、区の共通事務の執行や個別事業の執行を対象として実施する。

監査の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政事務が執行されているか、の検証に主眼を置き、事業の経済性、効率性、有効性の観点、さらには事務が能率的に執行されているかという観点にも留意して実施する。

(4) 財政援助団体等監査

平成19年度及び20年度に執行された補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的などを勘案して抽出した団体や施設を対象として監査を実施する。

あわせて、所管部局に対する、財政援助団体等へ指導監督やチェックなどが適切に行われているかについての監査を実施する。

ア 補助金等交付団体監査 区が補助金等を交付した団体について、経費使用の合規性、正確性、経済性などのほか、事業が補助目的や交付規定に沿って適切に、効果的に執行されているかなどの観点から監査する。

イ 出資団体監査 区が出資や出捐を行っている出資団体については、出資等の目的や約款等に沿って、事業運営や会計経理が適切に執行されているかなどの観点から監査する。

ウ 指定管理者監査 区立施設の指定管理者に対しては、施設の目的事業、管理や経理の業務が適正に執行されているかという観点から監査する。

(5) 決算等審査

平成19年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況、健全化判断比率を対象に、区長からの付託を受けて審査を実施する。

ア 決算審査 一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているかを確認するとともに、予算執行や財産管理が適正かなどに主眼を置き、審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査を行う。

イ 基金運用状況審査 基金運用状況報告の計数が正確なものになっているかを確認するとともに、基金の運用及び管理が適正なものになっているかなどに主眼を置き、審査する。

ウ 健全化判断比率審査 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に定められた健全化判断比率の調製が適切なものであるかを審査する。

(6) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、毎月の計数が正確なものになっているかを確認するとともに、現金や証書類の保管について確認を行う。

また、収入支出に関わる記録、証拠書類等についても検査を行う。

(7) 随時監査

事務の執行及び業務の管理に誤謬や不正が発生するおそれがある場合、または、新たな検証を要する場合に、事務事業の合規性、正確性、経済性、有効性などの観点に留意して実施する。

(8) 住民監査請求による監査等

住民から監査請求があった場合、区長や議会の要求があった場合等の監査は、請求等に的確に対応し、監査を実施する。

3 監査の期間

従来、監査の期間は4月から3月までの12か月間としていたが、決算との整合性を図り、また一連の監査行為を期間内に完結させるため、各年6月から翌年5月までの期間とする。

なお、平成20年度は経過措置として、監査の期間は平成20年4月から平成21年5月までの14か月間とする。

4 各監査の実施期間

平成20年度各監査の実施計画は次のとおりである。

監査種別及び対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部			■	■									
	区民生活部						■	■						
	保健福祉部							■	■	■				
	保育園、児童館										■	■		
	都市整備部			■	■									
	環境清掃部				■									
	教育委員会事務局							■	■					
	小・中学校									■	■			
	行政委員会事務局等				■									
工事監査			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
行政監査									■	■	■	■	■	■
財政援助団体等監査							■	■	■	■	■	■		
決算等審査					■	■								
例月出納検査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

随時監査、住民監査請求による監査等は、必要を認めたととき等を実施する。

例月出納検査は、原則として、毎月22日に実施する。